

# 学校運動場の夜間開放について

■開放日時 毎週月～金曜日（ただし、12月28日～1月4日を除く）  
午後7時30分～午後9時30分（準備・後片付け・清掃も含む）

■使用料 夜間照明使用料 1時間当たり250円

## ■利用手続き

### 1 利用団体登録申請書の提出（年度更新）

次の登録要件を確認の上、登録申請書をスポーツ振興課へ提出する。

- ・4名以上の団体であること。
- ・代表者は、市内に在住、在勤または在学する成人であること。
- ・常時連絡者は、日中連絡先の設定が可能な成人であること。  
(E-mail:sports@city.minamata.lg.jpを受信できるよう設定する。)

### 2 利用の申込み（月次）

毎月20日から26日までに、翌月分の利用予定を連絡する。

(E-mail:sports@city.minamata.lg.jpにメールを送信する。)

※期限内に連絡のない団体は、利用予定がないものと見なす。

### 3 使用料の支払い（月次）

利用した翌月に送付される納入通知書を市内金融機関（ゆうちょ銀行除く）に持参し、毎月20日までに使用料を支払う。

※金融機関での支払いが不可能な場合のみ、スポーツ振興課窓口へ持参する。

(ただし、平日午後5時15分まで)

※期限内にお支払いいただけない場合は、利用を停止することがある。

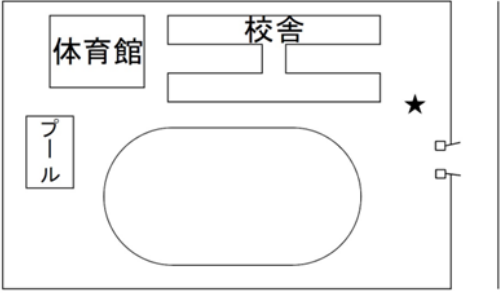
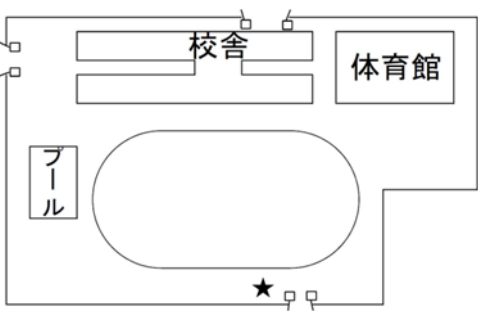
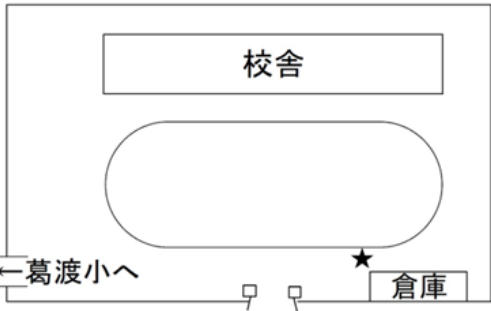
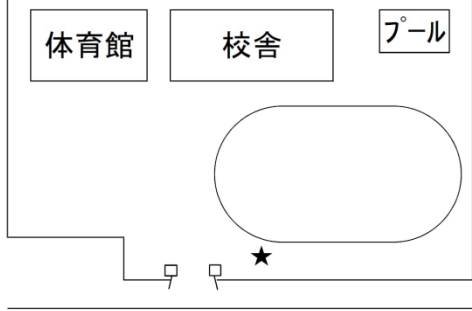
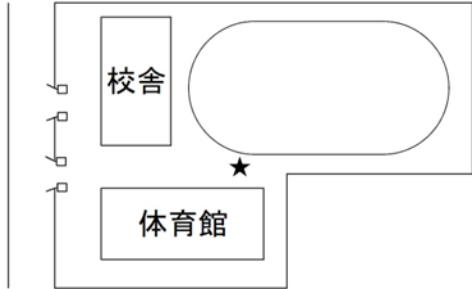
## ■その他の遵守事項

- 1 学校敷地内は、全面禁煙とする。
- 2 夜間照明施設は、利用団体が責任を持って管理する。
- 3 利用日誌は、その都度、正確に記入する。
- 4 施設・用具を破損した場合は、直ちにスポーツ振興課へ届け出る。
- 5 近隣の迷惑にならないよう駐車場での騒音（音楽を大音量で流す・利用後の大きな声での会話等）に注意する。
- 6 子どもが同行する場合は、各利用団体の責任で安全を確保し、他の団体に迷惑をかけないようにする。
- 7 水俣市学校体育施設等使用条例及び施行規則等に基づく規定を遵守し、教育委員会の指示に従う。

※利用不良及び上記事項に違反した団体については、水俣市学校体育施設等使用条例第3条の規定に基づき、利用を停止することがある。

問い合わせ先 水俣市教育委員会スポーツ振興課（市立総合体育館内）  
TEL：0966-63-9311 FAX：0966-63-9333 E-mail：sports@city.minamata.lg.jp

■運動場夜間照明施設操作盤、利用日誌保管場所

学校名	夜間照明施設操作盤(★印)	利用日誌 (夜間開放)
第二中学校		夜間照明施設 操作盤の中
袋中学校		日誌保管ボックス (操作盤の右側)
緑東中学校		日誌保管ボックス (操作盤の下)
湯出小学校		夜間照明施設 操作盤の中
久木野小学校		夜間照明施設 操作盤の中